

～税の申告は3月17日(月)までです～

現在朝日町役場では、住民税の申告並びに所得税の確定申告の相談を行っております。申告は3月17日までです。申告をお済みでない方は、お早めに申告をしてください。

申告期間	申告会場	受付時間
～3/17(月)	朝日町役場	9時～11時
	2階 会議室	13時～16時

土・日及び時間外は受付をしておりません。

- 申告会場では番号順にてご案内しています。順番によっては、お待ちいただくことがあります。
- 譲渡・相続に関する申告、あるいは青色申告など専門的な知識を必要とする申告はできかねます。
- ご自身で申告書が作成できている方は、直接税務署へ郵送していただくか、1階税務課窓口まで提出してください。
- 申告に関する資料が整っていない場合は、整い次第あらためてお越しいただいております。
- 国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」でデータを作成し、e-Tax(電子申告)を利用して申告書を提出することができます。詳しくはe-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。なお、e-Taxの利用に際しては、事前準備が必要です。

年金を受給されている方へ お知らせです

年金を受給されている方の中で、確定申告をする必要がない方も、生命保険料や医療費などの申告をしていただくことにより、所得税の還付金が発生する場合があります。還付金が発生しない場合にも住民税申告をしてください。申告をされないことにより、控除の内容が反映されないままになり、平成26年度の住民税の負担額が重くなってしまう場合があります。なお、公的年金等の所得以外の所得が20万円以上ある方については、例年どおり確定申告をしてください。ご不明な場合には税務課までお問い合わせください。

問い合わせ先 税務課 TEL377-5655

軽自動車税の納期の変更について

軽自動車税の納期が4月から5月に変わります。

軽自動車税は4月1日現在の所有者等に課税され、4月末日を納期としていました。しかし、例年3月は廃車や譲渡等の手続きが多く、特に県外で廃車等を行った場合、その通知が4月の課税時期の直前又は課税後に通知されていたため、課税事務の煩雑化や誤った課税が発生しやすい状況になっていました。

そうした状況を防ぐため、平成26年の4月から軽自動車税の納期が4月から5月に変更となりましたので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。(納付書は5月発送予定)

問い合わせ先 税務課 TEL377-5655

なんでも掲示板



朝日町 献血のお願い

3月13日(木) 9時30分～11時 保健福祉センター

* 体重が50kg以上、年齢が18歳～69歳の方(65歳以上の方は60～64歳の間に献血経験がある方に限る)
血液を必要としている患者さんにとって、安全性の高い血液を安定的にお届けするためには、健康な皆さまによる献血のご協力が必要です。



やめましょう!あるきスマホ!

近年、スマートフォンの利用者の増加により、危険な“ながら歩き”による前方不注意での事故が多発しています。

スマートフォンは両手で操作する人も多く、歩行中に使おうとすると目の前の注意がおろそかになります。

歩きながらはもちろん、自転車、自動車の運転中の使用はさらに危険です。この場合、道路交通法違反で「3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金」を科せられる可能性もあります。

周りに迷惑をかけないため、自分の命を守るため、歩きスマホはやめましょう!

お詫びと訂正

広報あさひ2月号に掲載いたしました長寿者褒章の記事で、「11月19日に山下さわゑさん(纒生)が95歳」となりましたが、正しくは「12月19日に栗田富夫さん(纒生)が100歳」です。お詫びして訂正いたします。

有料広告掲載欄



かけ流し天然温泉と
美味しい食事、
疲れたときや
お友達とのんびり
したいときなど…

桑名市福岡町471-1
☎0594-21-5170
伊勢湾岸道「湾岸桑名IC」下りすぐ

ホームページを新設しました! ⇨ <http://www.satonoyu.co.jp/kuwana.html>